

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（県営農村振興総合整備事業）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

土地改良事業（県営農村振興総合整備事業：霧島西部地区）の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

(別紙)

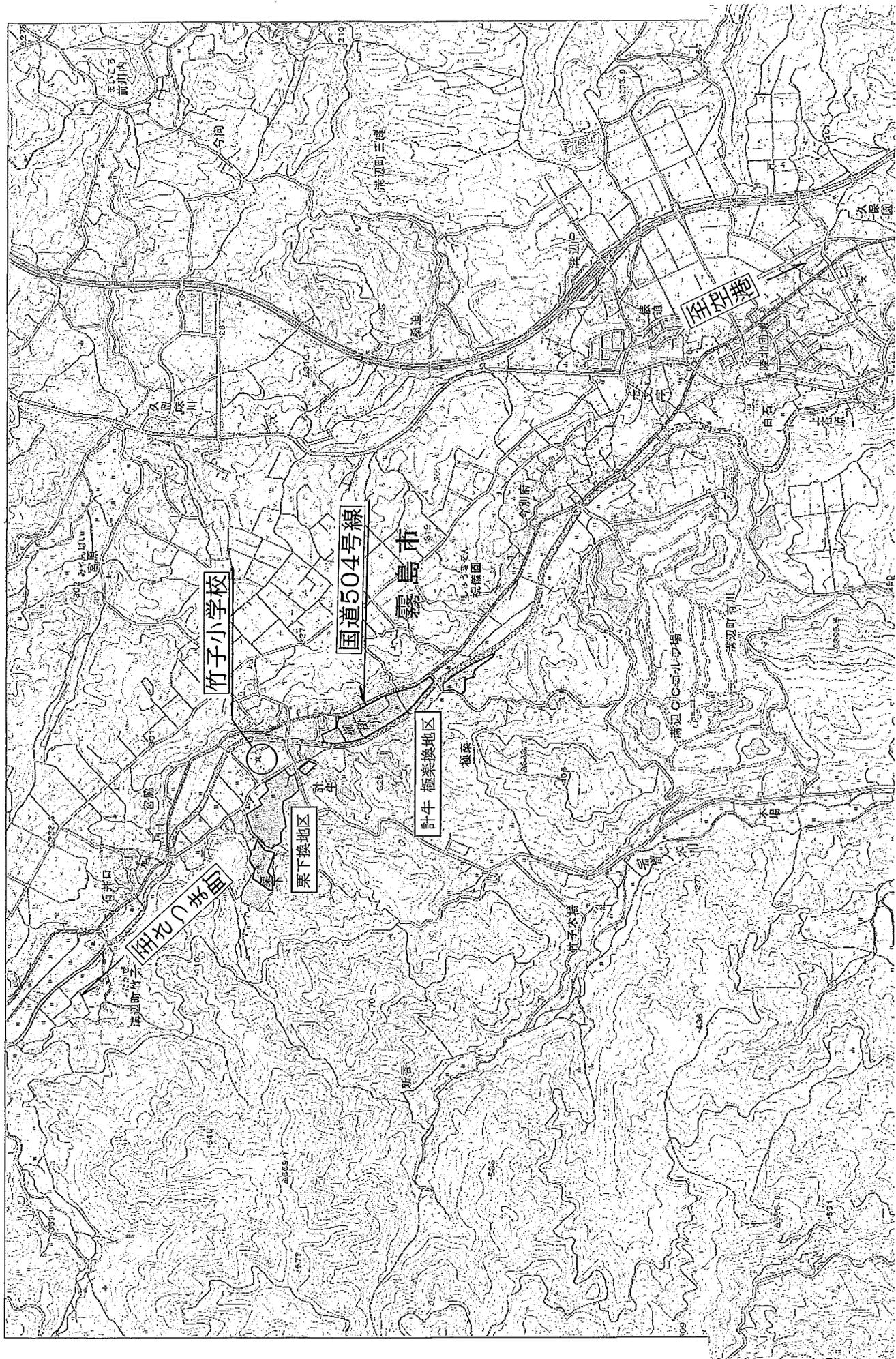
1 県営農村振興総合整備事業 霧島西部地区 計牛極楽換地区

変更後		左に包括される区域		
大字名	字名	大字名	字名	地番
溝辺町 竹子	極楽	溝辺町 竹子	前畑	455の1の一部、455の2及び456の一部
				上記の区域に隣接する水路である市有地の全部
			十一月田	字極楽508の1に隣接する字十一月田の水路である市有地の全部
				上記の区域に隣接する字十一月田の道路である市有地の一部
	大園		前	585の1、586の1、587から589まで、590の1、593の1、595、596、597の1、597の2、598及び600
				上記の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

2 県営農村振興総合整備事業 霧島西部地区 栗下換地区

変更後		左に包括される区域		
大字名	字名	大字名	字名	地番
溝辺町 竹子	軍山	溝辺町 竹子	山ノ口	3054の一部及び3055の一部
	山ノ口		軍山	1015の1の一部、1016の一部、1025の一部及び1026の一部
				上記の区域に隣接介在する水路である市有地の全部
	野添		山下	3077の2、3080の9、3081の4、3083の1、3084、3085の1及び3086の1
				上記の区域に隣接する水路である市有地の全部及び字野添919から921に隣接する水路である市有地の全部

県営農村振興総合整備事業 霧島西部地区 事業区域 位置図

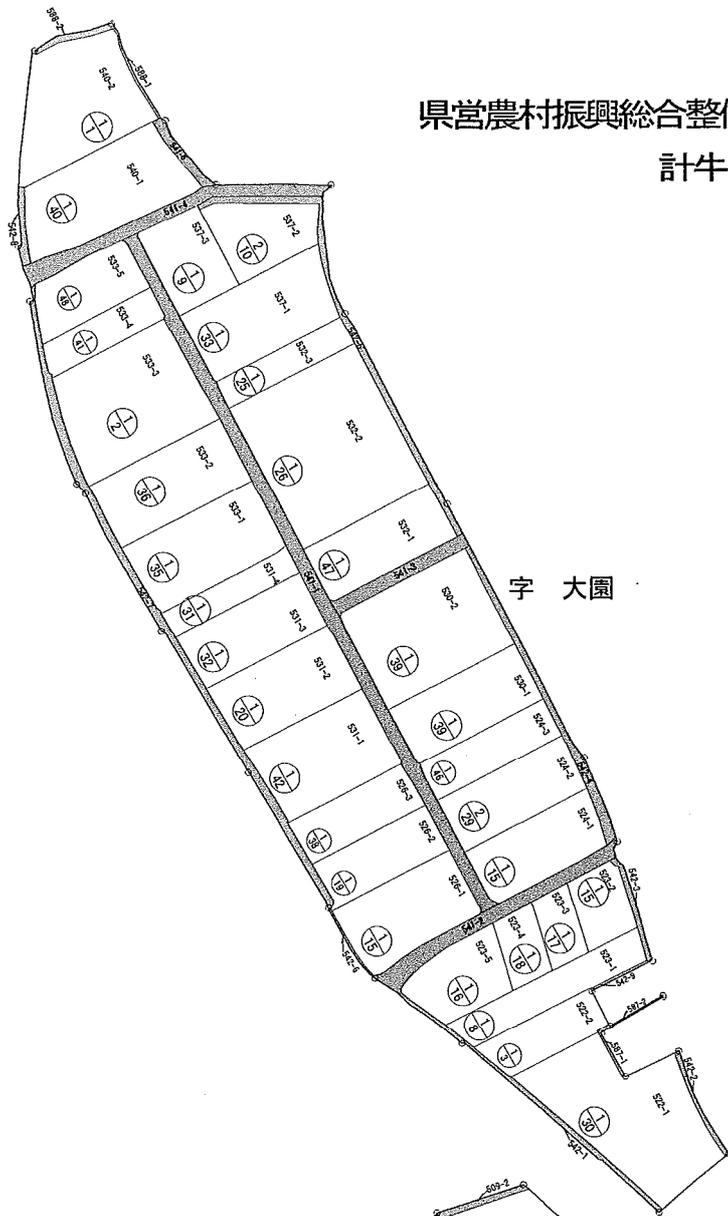


県営農村振興総合整備事業 霧島西部地区

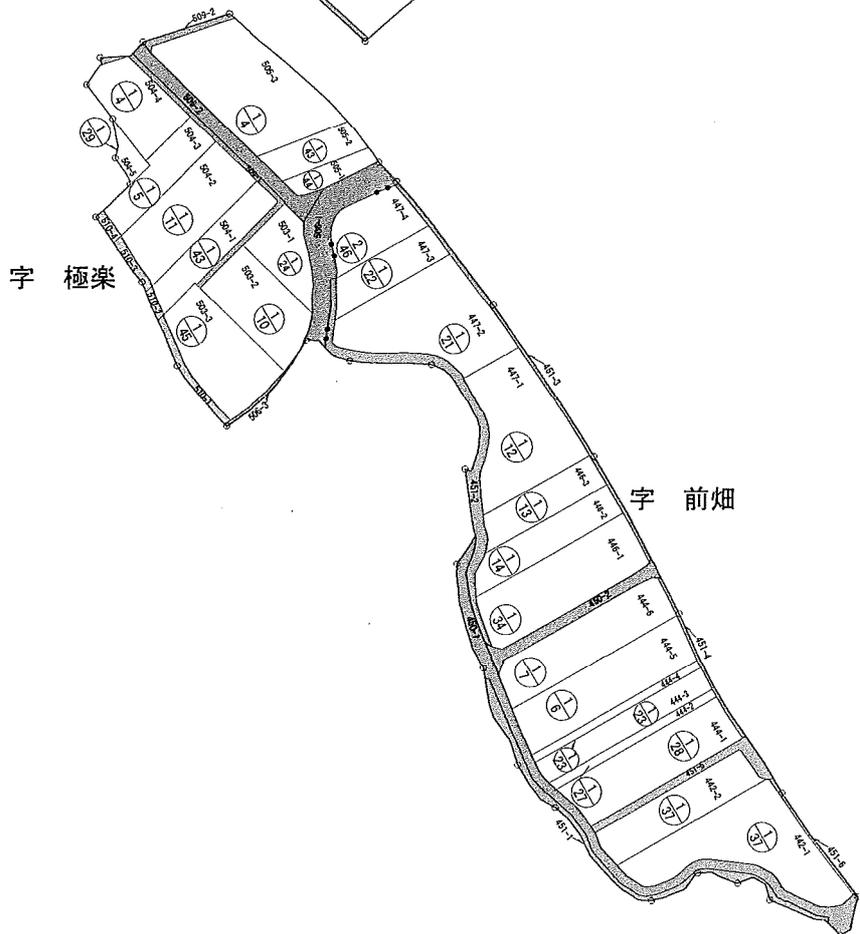
計牛 極楽換地区 換地図 縮尺なし



霧島市溝辺町竹子



字 大園



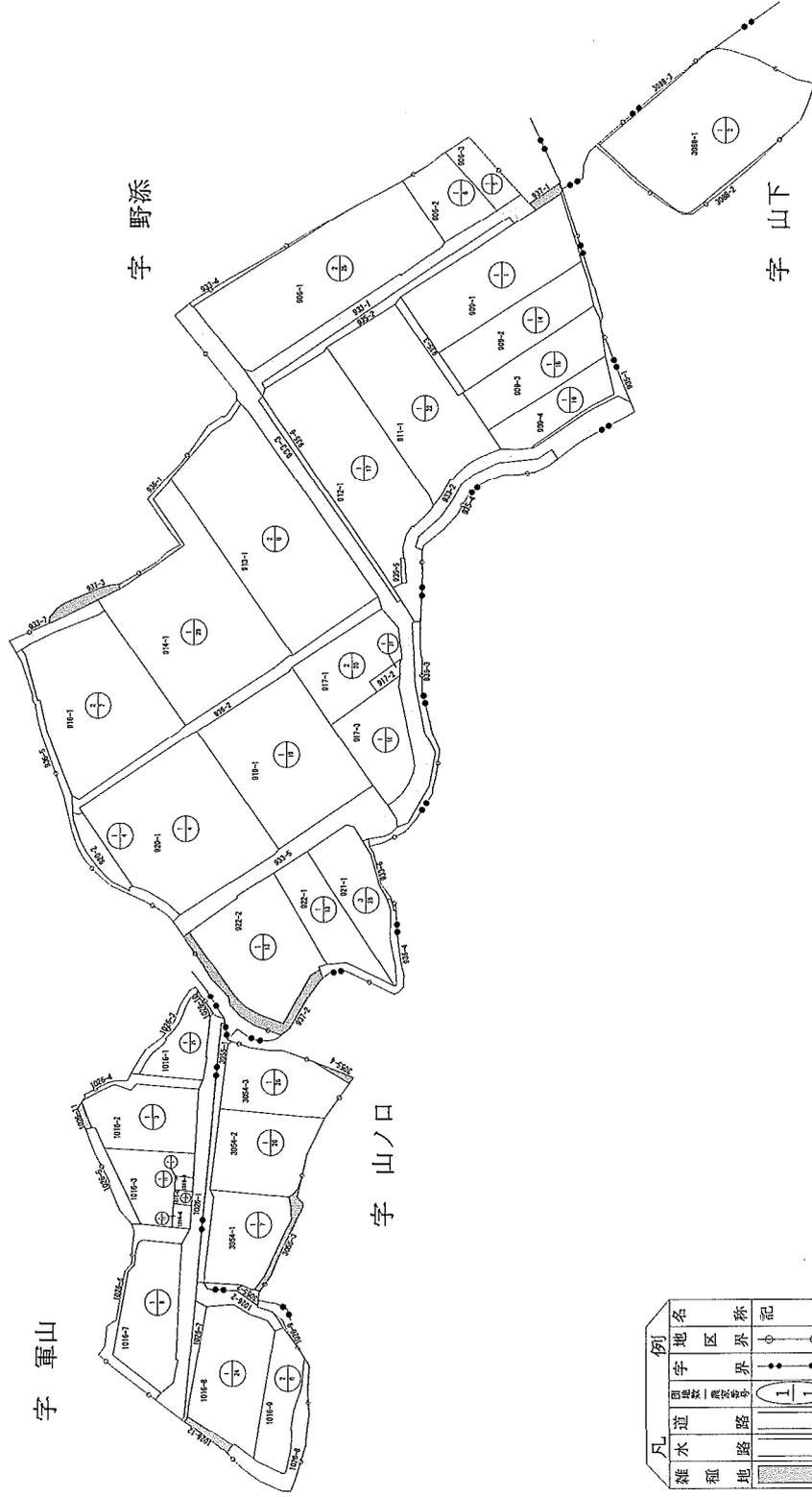
字 極楽

字 前畑

凡例	
雑種地	水
道路	道
境界	字地区界
記号	地名

県営農村振興総合整備事業 霧島西部地区 栗下換地区 S=1:1000

換地区
霧島市溝辺町
大字 竹子



凡例	地名	地区	名称	記号
道路	境界	境界	境界	○
水路	水路	水路	水路	—
雑地	雑地	雑地	雑地	■